

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第80号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表伏見区役所深草支所の款地域力推進室の項中「地域防災係長」を「地域防災係長 企画係長」に改める。

第6条第1項地域力推進室の款中 「地域力推進室」を  
(1) 支所の庶務に関すること。

「(1) 支所の庶務に関すること。」に、「無料法律相談」を「京都市民法律相談」に改め、同条第3項健康福祉部の款健康長寿推進課の項中第26号を第27号とし、第25号を第26号とし、第24号の次に次の1号を加える。

(2) 民生委員及び児童委員に関すること。

第6条第3項健康福祉部の款障害保健福祉課の項第5号中「保健福祉局」を「児童福祉センター」に改め、同項第6号中「、特例計画相談支援給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費」を「及び特例計画相談支援給付費」に、「保健福祉局」を「児童福祉センター」に改め、同項中第17号を第19号とし、第9号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同項第8号中「移動支援」の右に「(本市が自ら障害者等の移動を支援する事業を行うものを除く。)」を加え、「保健所」を「児童福祉センター」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「自立支援医療費」の右に「(更生医療に関するものに限る。)」を加え、同号ただし書を削り、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 障害者総合支援法による自立支援給付費(精神通院医療に関するものに限る。)の支給に係る申請に関すること。

第6条第3項健康福祉部の款障害保健福祉課の項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 障害者総合支援法による特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に関すること。ただし、保健福祉局の所管に属するものを除く。

第6条第3項子どもはぐくみ室の款中第17号を第18号とし、第5号から第16号ま

でを1号ずつ繰り下げ，第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 障害者総合支援法による自立支援医療費（育成医療に関するものに限る。）の支給に係る申請に関すること。

附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)